

議案第 73 号

訴訟の提起について

東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号 株式会社ウィッツに対し、費用償還請求の訴えを提起するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 当事者 原告 三重県伊賀市
被告 東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号
株式会社ウィッツ
上記代表者 代表取締役 下岡 寛

- 2 事件名 費用償還請求事件

- 3 事件の内容及び請求の要旨

旧ウィッツ青山学園高等学校が不適切な高等学校教育活動を行っていたため、平成 28 年 3 月 27 日から平成 28 年 9 月 2 日までに、伊賀市が主導して実施した同校生徒及び同校卒業生への履修回復措置について、講師への謝礼や職員の派遣費など合計 6,695,060 円を伊賀市は被告のために立て替えて支払った。

これは、伊賀市が被告のためにする意思をもって被告の事務（履修回復措置費用の支払い）をしたものであり、伊賀市は被告に対して、民法の規定による事務管理に基づき、費用償還請求権を有する。

伊賀市は、被告に対して立替費用の支払いを再三請求しているが未だ支払われていない。

よって、伊賀市は被告に対して履修回復措置費用 6,695,060 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済に至るまで年 5 分の割合による金員を請求する。

- 4 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 必要ある場合は、和解を行う。